

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

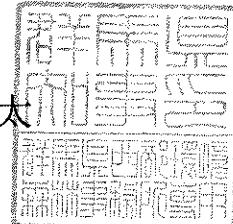
氏 名 株式会社リフレックス

代表取締役 本田雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和2年9月30日

許可の有効期限 令和7年9月29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、
 ⑤特）廃P C B等、⑥特）P C B汚染物、⑦特）P C B処理物、⑧特）廃石綿等、
 ⑨特）燃え殻、⑩特）汚泥、⑪特）廃油、⑫特）廃酸、⑬特）廃アルカリ、⑭特）
 鉛さい、⑮特）ばいじん（以上15種類）

※⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

※処理できる廃P C B等、P C B汚染物及びP C B処理物については、低濃度のものに限る。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成17年 9月30日	新規許可
平成22年 9月30日	更新許可
平成24年10月16日	変更許可
平成27年 9月30日	更新許可
令和 2年 9月30日	更新許可

様式第十三号（第十条の十四関係）

令和 3年10月20日 変更許可

4 積替え許可の有無 有・ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「○」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉛さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	○		○	○	○	○	○	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物	○			○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1, 3-ジクロロプロパン		○	○	○	○			
チカラム		○		○	○			
シマシソ		○		○	○			
チオヘンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1, 4-ジオキサン		-	-	-	-		-	
タリコキシ類	○	-		-	-		○	-